

# 城西大学大学院学則

経済学研究科

経営学研究科

理学研究科

薬学研究科

# 城西大学大学院学則

## 第1章 総 則

(目的、自己点検・評価及び教育内容等の改善のための組織的な研修)

第1条 城西大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、建学の精神「学問による人間形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本大学院では、教育研究水準の向上を図り、前項の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、結果を公表するものとする。

2 前項の点検・評価及び公表を実施するために必要な事項は、別に定める。

第1条の3 本大学院では、教育の資質向上及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 前項の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(課程及び標準修業年限)

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 本大学院の修士課程の標準修業年限は2年、博士課程の標準修業年限は5年、博士課程（4年制）の標準修業年限は4年とする。

3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分して、前期2年の課程は、これを博士前期課程とし、後期3年の課程は、博士後期課程という。ただし、博士課程（4年制）にあつては、この区分を設けないものとする。

4 本大学院における最長在学年は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、博士課程（4年制）にあつては8年とする。

(課程の目的)

第3条 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

2 博士後期課程及び博士課程（4年制）は、専攻分野において研究者として自立して、研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(研究科・専攻及び教育研究上の目的)

第4条 本大学院に、次の表の左欄に掲げる研究科を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

2 研究科ごとの修士課程、博士課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程, 博士課程の別
経済学研究科	経済政策専攻	修士課程
経営学研究科	ビジネス・イノベーション専攻	修士課程
理学研究科	数学専攻	修士課程
	物質科学専攻	修士課程
薬学研究科	薬学専攻	博士課程
	薬科学専攻	博士後期課程
	薬科学専攻	博士前期課程
	医療栄養学専攻	博士前期課程

3 前項の研究科ごとの教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 経済学研究科は、経済学の理論的観点から現実の経済の動向を分析する能力を有し、経済社会を担う人材、研究者や専門的な職業人の育成を目指す。
- (2) 経営学研究科は、マネジメントに関する高度な専門的知識、研究遂行能力および問題解決能力の涵養を図ることによって、国際貢献と地域貢献を目指して創造的ビジネスを推進するイノベーター（企業家）や研究者などの高度専門職業人の育成を目指す。
- (3) 理学研究科は、自然の本質を論理的・実証的に解析・考察でき、地域社会及び国際社会に貢献し得る高度でグローバルな知識を有して、高度の専門性を要する職業に対して必要な能力に優れたスペシャリストの育成を目指す。
  - ①数学専攻は、「高度の数学的能力を持つ数理技術者」、「幅広い知識を生かす数学教育者・研究者」の育成を目指す。
  - ②物質科学専攻は、物質科学の専門的知識と技能を教授し、主体的かつ協同的に研究・開発に従事できる能力を涵養して、地域社会、国際社会の持続的な発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。
- (4) 薬学研究科は、個々人が主観的な生活と人生の質（主観的 QOL）を高く維持し健康のよりよい状態を目指すことを支援するために、必要とされる高度な能力を有し、国際化への対応が求められる社会において、リーダーとして貢献し得る人材を育成することを目的とする。
  - ①薬学専攻（博士課程）は、基礎薬学・医療薬学分野の高度な学術的基盤を身につけ、極めて高度の専門性と豊かな学識を有する人材を育成する。
  - ②薬科学専攻（博士後期課程）は、薬学・栄養学・化粧品学分野の高度な学術的基盤を身につけ、それらの学際的特徴を有する薬科学分野において極めて高度の専門性と豊かな学識を有する人材を育成する。
  - ③薬科学専攻（博士前期課程）は、薬学・栄養学・化粧品学分野の学術的基盤に立脚した、専門性の高い能力と広い視野を有する人材を育成する。
  - ④医療栄養学専攻（博士前期課程）は、医療における栄養学の高度化を推進し、専門性の高い能力と広い視野を有する人材を育成する。

(学生定員)

第5条 本大学院の学生定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		薬学を履修する博士課程		博士後期課程		合計
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	総定員
経済学研究科	経済政策専攻	10	20	—	—	—	—	20
経営学研究科	ビジネス・イノベーション専攻	25	50	—	—	—	—	50
理学研究科	数学専攻	10	20	—	—	—	—	20
	物質科学専攻	12	24	—	—	—	—	24
薬学研究科	薬学専攻	—	—	6	24	—	—	24
	薬科学専攻	—	—	—	—	3	9	9
	薬科学専攻	32	64	—	—	—	—	64
	医療栄養学専攻	20	40	—	—	—	—	40
合計		109	218	6	24	3	9	251

## 第2章 教員組織及び運営機構

(教員組織)

第6条 本大学院の教員には、本学の教授、准教授、講師、助教及び助手をあてる。

(研究科委員会)

第7条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、所属教授をもって組織する。

ただし、必要あるときは准教授、講師及び助教を加えることができる。

- 2 研究科委員会の委員長は、研究科長がこれにあたり、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
  - (1) 学生の入学及び課程の修了
  - (2) 教育課程、授業及び研究指導
  - (3) 学生の試験
  - (4) 学位の授与
  - (5) 学生の補導及び賞罰
  - (6) 教員の業績の審査
  - (7) その他、(1)から(6)に準ずるもの
- 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この条において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学

長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(大学院委員会)

第8条 本大学院に大学院委員会を置き、学長、副学長、各研究科長及び各研究科委員会から選ばれた委員をもって組織する。

2 大学院委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 大学院委員会の委員長は、学長がこれにあたり、委員会を招集し、その議長となる。

4 大学院委員会は、課程修了の認定、学位授与その他各研究科に共通する重要な事項を審議する。

(事務)

第9条 本大学院に関する事務は、本大学の事務組織がこれに当たる。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第10条 学年、学期及び休業日は、城西大学学則（以下「本学学則」という。）を準用する。

### 第4章 入学、休学、退学、転学及び除籍等

(修士課程及び博士前期課程の入学資格)

第11条 本大学院の修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1 大学を卒業した者

2 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

3 文部科学大臣が指定した者

4 大学に3年以上在学した者であつて、当該研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

5 当該研究科において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(博士後期課程の入学資格)

第12条 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1 修士の学位又は専門職学位を有する者

2 外国において前号と同等以上を認められる課程を修了した者

3 文部科学大臣が指定した者

4 大学を卒業した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

5 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(博士課程（4年制）の入学資格)

第13条 本大学院の博士課程（4年制）に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学における修業年限6年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- 2 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 大学（薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認められる者
- 5 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学の修業年限6年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者  
(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学志願)

第15条 入学志願者は、定められた期日以内に所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

(入学の選考)

第16条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第17条 前条による選考に合格した者は、所定の期日までに所定の手続きを完了しなければならない。

(転入学)

第18条 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り、当該研究科委員会の審議を経て選考のうえ許可することがある。

- 2 前項の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

(休学、退学、転学及び除籍等)

第19条 休学、退学、転学及び除籍等については、本学学則を準用する。

## 第5章 授業科目、単位数及び履修方法

(教育方法)

第20条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目及び単位)

第21条 本大学院各研究科の授業科目及び単位数は、別表(2)のとおりとする。

(指導教員)

第22条 各研究科委員会は、学生の履修を指導するために各学年ごとに指導教員を定めるものとする。

(履修科目の届出)

第 23 条 学生は、指導教員の指示により、履修しようとする授業科目を学期の始めに当該研究科長に届出なければならない。

(他大学における履修等)

第 24 条 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学の大学院、若しくはそれに準ずる高等教育研究機関を含む）と予め協議の上、当該大学の大学院等において、修士課程及び博士前期課程にあつては授業科目の履修を、博士課程及び博士後期課程にあつては必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は 10 単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

3 前項 1 の規定により研究指導を受けることができる期間は 1 年以内とする。ただし、教育上有益であると当該研究科委員会において認めるときは、修士課程及び博士前期課程を除き、延長を認めることができる。

## 第 6 章 課程修了及び学位

(単位修得の認定)

第 25 条 履修科目の単位修得の認定は、試験により担当教員が行うものとする。

2 前項の試験の結果による成績の評価は、A・B・C・F とし、A・B・C を合格、F を不合格とし、合格した授業科目については、単位を与える。

(修士課程の修了)

第 26 条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、同課程に 2 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規程の定める修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げ、これを研究科委員会が認めたものについては、1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題に関する研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了)

第 27 条 博士課程（博士課程（4 年制）を除く。）の修了要件は、同課程に 5 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規程の定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げ、これを研究科委員会が認めた者については、3 年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程（4 年制）の修了要件は、同課程に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規定の定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げ、これを研究科委員会が認めた者については、3 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第28条 本大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位
経済学研究科	経済政策専攻	修士課程	修士(経済学)
経営学研究科	ビジネス・イノベーション専攻	修士課程	修士(経営学)
理学研究科	数学専攻	修士課程	修士(理学)
	物質科学専攻	修士課程	修士(理学)
薬学研究科	薬学専攻	博士課程	博士(薬学)
	薬科学専攻	博士後期課程	博士(薬科学)
	薬科学専攻	博士前期課程	修士(薬科学)
	医療栄養学専攻	博士前期課程	修士(医療栄養学)

2 学位の授与については、本学学位規程の定めるところによる。

#### 第7章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第29条 入学検定料は別表(1)とする。

(入学金)

第30条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学誓約書とともに、入学金として別表(1)により納めなければならない。

ただし、本大学卒業生が入学する場合は免除する。

(授業料)

第31条 授業料は、別表(1)により4月及び10月の二期に分けて指定の期日までに納めなければならない。

2 施設設備費は、別表(1)により毎年前期授業料と同時に納めなければならない。

#### 第8章 外国人学生

(外国人学生)

第32条 第11条、第12条及び第13条に定める資格をもち、かつ外国公館の証明のある外国人学生に対しては、選考のうえ入学を許可することがある。

2 本学則は、前項の外国人学生にも適用する。

#### 第9章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生)

第33条 研究科の授業科目の内1科目、又は数科目の履修を希望する者に対しては、科目等履修生として入学を許可することがある。

第34条 科目等履修生として入学できる者は、履修するに足る能力があると認められた者とする。

第 35 条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の出願書類に履修しようとする授業科目を記載して学期または学年の始めに願い出るものとする。

第 36 条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える

3 科目等履修生として在籍した期間は、正規の課程の在学年数には換算しない。

第 37 条 科目等履修生の検定料、授業料その他納付金は別表(1)による。

第 38 条 本章各条に規定しない事項については、大学院学則を、科目等履修生にも準用するほか、別に定める細則による。

(研究生)

第 39 条 本学大学院を修了した者で、更に研究を継続しようとする者があるときは、当該研究科委員会で選考のうえ、これを許可することがある。

第 40 条 研究生は、指導教員の個人指導を受けるものとする。

第 41 条 研究生の在学期間は、1 年を限度とする。

ただし、事情により期間延長を願い出ることができる。

第 42 条 研究生の入学検定料は、徴収しない。

(学費)

第 43 条 研究生の学費は、別表(1)により4月及び10月の二期に分けて納めることができる。

(大学院学則の準用)

第 44 条 本章各条に規定しない事項については、大学院学則を、研究生にも準用する。

## 第 10 章 賞 罰

(賞罰)

第 45 条 学生の賞罰については、本学学則を準用する。

## 第 11 章 教員の免許状

(授与の所要資格の取得)

第 46 条 中学校教諭一種免許状又は、高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状又は、高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

(免許状の種類)

第 47 条 本大学院の研究科において取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次の表のとおりとする。

研究科名・専攻名		免許教科の種類	
		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
経済学研究科	経済政策専攻	社会科	公民科
経営学研究科	ビジネス・イノベーション専攻	社会科	公民科
理学研究科	数学専攻	数学科	数学科
	物質科学専攻	理科	理科

## 第12章 雑 則

(学則の準用)

第48条 この学則に定めるもののほか、本大学院学生に関し必要な事項は、本学学則の規定を準用する。

2 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と、又「教授会」を「研究科委員会」と読み替えるものとする。

付 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この改正は、昭和54年4月1日から施行する。

昭和54年3月31日以前の入学者については、この規程の改正にかかわらず、なお従前の例による。

改正条文 第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第11条、第12条、第23条、  
第24条、第25条、第26条、第27条、第29条、第30条、第31条、  
第33条、第34条

付 則

この改正は、昭和55年4月1日から施行する。

改正条文

付 則

この改正は、昭和56年4月1日から施行する。

改正条文 第20条 別表

付 則

この改正は、昭和58年4月1日から施行する。

改正条文 第32条、第33条、第34条、第35条

付 則

この改正は、平成元年4月1日から施行する。

改正条文 第23条、第28条、第29条、第30条、第36条、第39条、第40条、  
第41条

付 則

この改正は、平成2年4月1日から施行する。

改正条文 第39条, 第40条

付 則

この改正は、平成3年4月1日から施行する。

改正条文 第11条, 第12条, 第28条

付 則

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

改正条文 第27条

付 則

この改正は、平成6年4月1日から施行する。

改正条文 第30条, 第39条, 第40条

付 則

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

改正条文 第30条(別表1), 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条,  
第37条

付 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

改正条文 第4条, 第5条, 第21条(別表2), 第27条, 第28条(別表1),  
第29条(別表1), 第30条(別表1), 第46条

付 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

改正条文 第11条の3, 第12条の2, 第21条(別表2)

付 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

改正条文 第21条(別表2)

付 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

改正条文 第4条の2, 第5条, 第21条(別表2), 第27条, 第28条(別表1),  
第29条(別表1), 第30条(別表1), 第46条

付 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

改正条文 第4条の2, 第5条, 第21条(別表2), 第27条, 第30条(別表1),  
第46条

付 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

改正条文 第4条の2, 第5条, 第21条(別表2), 第27条, 第30条(別表1),

第 45 条, 第 46 条

2 ただし、経済学研究科の新設科目「租税法特修Ⅲ」は、平成 16 年度入学生より適用する。

付 則

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条 (別表 2)

付 則

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条 (別表 2)

2 ただし、経営学研究科の新設科目「特別講義ⅨA (キャリア形成Ⅰ)」「特別講義ⅨB (キャリア形成Ⅱ)」は、平成 18 年度入学生より適用する。

付 則

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条 (別表 2)

付 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 1 条, 第 1 条の 2, 第 1 条の 3, 第 4 条, 第 8 条, 第 13 条, 第 21 条 (別表 2) 第 25 条

付 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 2 条, 第 3 条, 第 4 条, 第 5 条, 第 11 条, 第 21 条 (別表 2), 第 23 条, 第 25 条, 第 27 条, 第 29 条 (別表 1), 第 30 条 (別表 1), 第 46 条

2 ただし、経営学研究科の新設科目「アジアの産業イノベーション特論Ⅰ」「アジアの産業イノベーション特論Ⅱ」「特別講義ⅩA (日本経済のグローバル化と企業のイノベーションⅠ)」「特別講義ⅩB (日本経済のグローバル化と企業のイノベーションⅡ)」「特別講義ⅩIA (ビジネス・異文化のコミュニケーションⅠ)」「特別講義ⅩIB (ビジネス・異文化のコミュニケーションⅡ)」は、平成 21 年度入学生より適用する。

付 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条 (別表 2), 第 25 条

2 ただし、経営学研究科の新設科目「特別講義ⅩⅡ (教育・人材育成論)」は、平成 22 年度入学生より適用する。

付 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 2 条, 第 3 条, 第 4 条, 第 5 条, 第 11 条, 第 12 条, 第 13 条,

第 14 条, 第 15 条, 第 16 条, 第 17 条, 第 18 条, 第 19 条, 第 20 条,  
第 21 条 (別表 2), 第 22 条, 第 23 条, 第 24 条, 第 25 条, 第 26 条,  
第 27 条, 第 28 条, 第 29 条, 第 30 条 (別表 1), 第 31 条 (別表 1),  
第 32 条, 第 33 条, 第 34 条, 第 35 条, 第 36 条, 第 37 条, 第 38 条,  
第 39 条, 第 40 条, 第 41 条, 第 42 条, 第 43 条, 第 44 条, 第 45 条,  
第 46 条, 第 47 条, 第 48 条

付 則

この改正は, 平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条 (別表 2)

付 則

この改正は, 平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条 (別表 2)

2 ただし, 薬学研究科の新設科目「Advanced Drug Development 特論」は, 薬学専攻 (博士課程) 及び薬科学専攻 (博士後期課程) については平成 24 年度入学生より適用し, 薬科学専攻 (博士前期課程) 及び医療栄養学専攻 (博士前期課程) については平成 25 年度入学生より適用する。

付 則

この改正は, 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 7 条, 第 8 条, 第 21 条 (別表 2)

2 ただし, 薬学研究科の新設科目「論文作成法特論」「薬学リサーチインターンシップ I」「薬学リサーチインターンシップ II」「薬学リサーチインターンシップ III」は, 薬学専攻 (博士課程) については平成 24 年度入学生より適用し, 薬科学専攻 (博士後期課程) については平成 25 年度入学生より適用する。薬科学専攻 (博士前期課程) 及び医療栄養学専攻 (博士前期課程) については平成 26 年度入学生より適用する。

付 則

この改正は, 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条 (別表 2)

2 ただし, 経営学研究科の新設科目「特別講義 (スポーツ・マネジメント A)」「特別講義 (スポーツ・マネジメント B)」は, 平成 27 年度入学生より適用する。

付 則

この改正は, 平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 5 条, 第 21 条 (別表 2), 別表 (1)

付 則

この改正は, 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 4 条, 第 11 条, 第 12 条, 第 13 条, 第 21 条 (別表 2)

付 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 4 条, 第 21 条 (別表 2)

付 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 21 条 (別表 2), 第 46 条、第 47 条、別表 (1)

付 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文 第 5 条, 第 21 条 (別表 2)

別表(1)

## 入学検定料・入学金及び授業料等

学納金	学生種別	科目等履修生		研 究 生
		大学院生	大学院修了生 (含本学卒業生)	
入学検定料		円	円	円
入 学 金		35,000	7,000	30,000
経済学研究科 (修士課程)		300,000		
経営学研究科 (修士課程)		300,000		
理学研究科 (修士課程)		300,000		
薬学研究科 (博士前期課程)		300,000		
(博士後期課程)		350,000		
(博士課程)		350,000		
授業料			(各研究科共)	(各研究科共)
経済学研究科 (修士課程)		550,000	1単位に付 20,000	1単位に付 20,000
経営学研究科 (修士課程)		600,000		70,000
理学研究科 (修士課程)				70,000
数学専攻		600,000		70,000
物質科学専攻		700,000		70,000
薬学研究科 (博士前期課程)				
薬科学専攻		730,000		70,000
医療栄養学専攻 (博士後期課程)		700,000		70,000
薬科学専攻 (博士課程)		850,000		70,000
薬学専攻		850,000		70,000
施設設備費				
経済学研究科 (修士課程)		100,000		
経営学研究科 (修士課程)		150,000		
理学研究科 (修士課程)		250,000		
薬学研究科 (博士前期課程)		250,000		
(博士後期課程)		250,000		
(博士課程)		250,000		
科目等履修生在籍料			30,000	30,000

- (注) 1. 本学卒業生が入学する場合は、入学金を免除する。  
 2. 授業料は、4月及び10月の二期に分けて指定の期日までに納入するものとする。  
 3. 施設設備費は、毎年前期授業料(4月)と同時に納入するものとする。  
 4. 博士學位論文審査を目的として博士課程及び博士後期課程に再入学する場合には、授業料を減額することがある。  
 5. 休学を許可された者は、下記のとおり休学在籍料を納めること。  
 ただし、入学時前期に休学を許可された者は休学を開始する学期の学納金は全額を納めること。

半期休学 60,000円  
 1年休学 120,000円

別表(2)

## 授業科目及び単位数

## 経済学研究科 経済政策専攻〔修士課程〕

授 業 科 目		単位数	
		必修	選択
基礎 経済学	経済学基礎特修Ⅰ		2
	経済学基礎特修Ⅱ		2
	経済政策学基礎特修Ⅰ		2
	経済政策学基礎特修Ⅱ		2
理論 経済学	理論経済学特修Ⅰ		2
	理論経済学特修Ⅱ		2
	計量経済学特修Ⅰ		2
	計量経済学特修Ⅱ		2
	景気変動論特修Ⅰ		2
	景気変動論特修Ⅱ		2
	経済思想史特修Ⅰ		2
	経済思想史特修Ⅱ		2
国際 経済論	国際経済論特修Ⅰ		2
	国際経済論特修Ⅱ		2
	アジア経済論特修Ⅰ		2
	アジア経済論特修Ⅱ		2
経済 史	西洋経済史特修Ⅰ		2
	西洋経済史特修Ⅱ		2
	日本経済史特修Ⅰ		2
	日本経済史特修Ⅱ		2
経済 政策学	経済政策学特修Ⅰ		2
	経済政策学特修Ⅱ		2
	環境経済論特修Ⅰ		2
	環境経済論特修Ⅱ		2
地域 開発論	開発経済学特修Ⅰ		2
	開発経済学特修Ⅱ		2
	開発経済論特修Ⅰ		2
	開発経済論特修Ⅱ		2
財政 学	財政学特修Ⅰ		2
	財政学特修Ⅱ		2
	地方財政論特修Ⅰ		2
	地方財政論特修Ⅱ		2

授 業 科 目		単位数	
		必修	選択
産 業 経 済 論	産業立地論特修Ⅰ		2
	産業立地論特修Ⅱ		2
	産業組織論特修Ⅰ		2
	産業組織論特修Ⅱ		2
	交通経済論特修Ⅰ		2
	交通経済論特修Ⅱ		2
	流通経済論特修Ⅰ		2
	流通経済論特修Ⅱ		2
	産業経済論特修Ⅰ		2
産業経済論特修Ⅱ		2	
租 税 法	租税法Ⅰ		2
	租税法Ⅱ		2
	租税法Ⅲ		2
	租税法Ⅳ		2
	租税法Ⅴ		2
	租税法Ⅵ		2
金 融 論	金融経済論特修Ⅰ		2
	金融経済論特修Ⅱ		2
	金融政策論特修Ⅰ		2
	金融政策論特修Ⅱ		2
統 計 学	統計学特修Ⅰ		2
	統計学特修Ⅱ		2
	経済統計学特修Ⅰ		2
	経済統計学特修Ⅱ		2
社 会 政 策 学	労使関係論特修Ⅰ		2
	労使関係論特修Ⅱ		2
	人口論特修Ⅰ		2
	人口論特修Ⅱ		2
特殊講義Ⅰ			2
特殊講義Ⅱ			2
経済調査実習			2
演習（修士論文指導を含む）		8	
合 計		8	126

[注] 必修8単位（演習）を含み30単位以上を修得しなければならない。



授 業 科 目		単位数	
		必修	選択
特 論	ストラテジック・イノベーション特論A		2
	ストラテジック・イノベーション特論B		2
	パブリックファイナンス・イノベーション特論A		2
	パブリックファイナンス・イノベーション特論B		2
特 別 講 義	特別講義（税法A）		2
	特別講義（税法B）		2
	特別講義（コーポレート・ファイナンス）		2
	特別講義（ビジネス・コミュニケーションA）		2
	特別講義（ビジネス・コミュニケーションB）		2
	特別講義（ベンチャー企業論A）		2
	特別講義（ベンチャー企業論B）		2
	特別講義（経営戦略論）		2
	特別講義（経営組織論）		2
	特別講義（生産管理論）		2
	特別講義（経営研究A）		2
	特別講義（経営研究B）		2
	特別講義（日本経済のグローバル化と企業のイノベーションA）		2
	特別講義（日本経済のグローバル化と企業のイノベーションB）		2
	特別講義（ビジネス・異文化のコミュニケーションA）		2
	特別講義（ビジネス・異文化のコミュニケーションB）		2
	特別講義（教育・人材育成論）		2
	特別講義（経営特講A）		2
	特別講義（経営特講B）		2
	特別講義（社会保障論A）		2
特別講義（社会保障論B）		2	
特別講義（スポーツ・マネジメントA）		2	
特別講義（スポーツ・マネジメントB）		2	
特別講義（先端技術とSTEAMリーダー教育A）		2	
特別講義（先端技術とSTEAMリーダー教育B）		2	
特別講義（ダイバーシティ・マネジメントA）		2	
特別講義（ダイバーシティ・マネジメントB）		2	
キ ャ リ ア 形 成	キャリア形成A		2
	キャリア形成B		2
企業研究		2	
演習（修士論文指導を含む）		8	
合 計		18	126

- [注]
- 1) 基礎論 4 科目 8 単位及び企業研究 1 科目 2 単位必修
  - 2) 指導教員の担当する特論科目 2 科目 4 単位選択必修
  - 3) 指導教員の担当する特論科目の他に特論科目 4 科目 8 単位選択必修
  - 4) その他，特論及び特別講義・キャリア形成の中から 10 単位以上選択必修
  - 5) 学則第 23 条により取得した単位の系列は，研究科委員会が決定する
  - 6) 演習（修士論文指導を含む）1～2 年次継続して 8 単位必修
  - 7) 合計 40 単位以上を修得し，かつ修士論文を提出し審査に合格すること。

理学研究科 数学専攻〔修士課程〕

分野区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
代数学分野	代数学特論Ⅰ		2
	代数学特論Ⅱ		2
	代数学特論Ⅲ		2
	代数学特論Ⅳ		2
幾何学分野	幾何学特論Ⅰ		2
	幾何学特論Ⅱ		2
	幾何学特論Ⅲ		2
	幾何学特論Ⅳ		2
解析学分野	解析学特論Ⅰ		2
	解析学特論Ⅱ		2
	解析学特論Ⅲ		2
	解析学特論Ⅳ		2
応用数学分野	応用数学特論Ⅰ		2
	応用数学特論Ⅱ		2
	応用数学特論Ⅲ		2
	応用数学特論Ⅳ		2
数理科学分野	数理科学特論Ⅰ		2
	数理科学特論Ⅱ		2
	数理科学特論Ⅲ		2
	数理科学特論Ⅳ		2
社会数理分野	社会数理特論Ⅰ		2
	社会数理特論Ⅱ		2
	社会数理特論Ⅲ		2
	社会数理特論Ⅳ		2
数学講究Ⅰ		4	
数学講究Ⅱ		4	
数学論文研修(修士論文指導を含む)		8	
合 計		16	48

〔注〕 必修科目を含み、30 単位以上を修得しなければならない。

理学研究科 物質科学専攻〔修士課程〕

部門区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
物質構造部門	分子集合体論特論		2
	材料力学特論		2
	錯体物性化学特論		2
	ナノカーボン化学特論		2
生体物質科学部門	生体分子分光光学特論		2
	環境生命化学特論		2
	生体分子化学特論		2
物質機能部門	光ナノ科学特論		2
	反応物理化学特論		2
	光機能材料物性特論		2
	固体物性化学特論		2
分子設計部門	合成有機化学特論		2
	量子化学特論		2
	天然物有機化学特論		2
	有機機能化学特論		2
	有機金属錯体化学特論		2
物質科学のための情報科学特論（演習を含む）		2	
物質科学コンピュータ言語特論（演習を含む）		2	
物質科学計算機代数特論（演習を含む）		2	
物質科学多変量解析特論（演習を含む）		2	
物質科学計測統計学特論（演習を含む）			2
物質評価学特論			2
サイエンス・ビジネスセミナー		1	
物質科学特別演習Ⅰ		2	
物質科学特別演習Ⅱ		2	
物質科学特別研究（修士論文指導を含む）		10	
合 計		23	36

- 〔注〕 1) 特論4科目8単位必修  
 2) 選択科目中の特論科目の中より、指導教員の担当する特論科目1科目2単位を含み8単位以上選択必修  
 3) サイエンス・ビジネスセミナー1単位必修  
 4) 物質科学特別演習4単位必修  
 5) 物質科学特別研究（修士論文指導を含む）1～2年次を継続して10単位必修  
 6) 合計31単位以上を修得し、且つ修士論文を提出し審査に合格すること。

薬学研究科 薬科学専攻〔博士前期課程〕

分野区分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
共通	総合薬科学演習	4	
	先端薬科学特論	2	
	論文作成法特論		2
基礎薬学分野	基礎薬学特論		2
	天然物化学特論演習		4
	生物有機化学特論演習		4
	生物薬品科学特論演習		4
生体防御分野	生体防御特論		2
	生体防御特論演習		4
化粧品機能分野	化粧品学特論		2
	化粧品動態制御学特論演習		4
	皮膚生理学特論演習		4
食品栄養機能分野	食品栄養機能特論		2
	機能性食品科学特論演習		4
	栄養生理学特論演習		4
医薬政策管理分野	ヘルスケア産業経営管理特論		2
	社会保障制度特論		2
	医療マーケティング特論		2
	サプライチェーンマネジメント特論		2
	食と健康特論		2
	緩和ケア特論		2
	地域医療連携特論		2
	地域健康医学特論		2
	医薬政策管理特論		2
	医薬政策管理特論演習		4
薬学リサーチインターンシップⅠ			2
薬学リサーチインターンシップⅡ			2
薬学リサーチインターンシップⅢ			2
修士論文研究（修士論文指導を含む）		12	
合 計		18	70

〔注〕 必修科目を含み、30単位以上を修得しなければならない。

薬学研究科 医療栄養学専攻〔博士前期課程〕

分野区分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
共通	総合医療栄養学演習	4	
	先端医療栄養学特論	2	
	医療栄養演習Ⅰ		2
	医療栄養演習Ⅱ		2
	論文作成法特論		2
基礎系医療栄養分野	栄養機能解析学特論		2
	栄養機能解析学特論演習		4
	生体機能解析制御学特論		2
	生体機能解析学特論演習		4
	食毒性制御解析学特論演習		4
	チーム医療・統計学特論		2
臨床系医療栄養分野	臨床栄養病態制御解析学特論		2
	臨床栄養解析学特論演習		4
	病態制御解析学特論演習		4
	病院・保険薬局実習		4
政策系医療栄養分野	薬物・食事療法解析学特論		2
	薬物療法解析学特論演習		4
	予防栄養解析学特論		2
	予防栄養解析学特論演習		4
	栄養政策管理特論		2
	栄養政策管理特論演習		4
	医療マーケティング特論		2
	緩和ケア特論		2
	サプライチェーンマネジメント特論		2
	社会保障制度特論		2
	食と健康特論		2
	地域医療連携特論		2
	地域健康医学特論		2
ヘルスケア産業経営管理特論		2	
薬学リサーチインターンシップⅠ			2
薬学リサーチインターンシップⅡ			2
薬学リサーチインターンシップⅢ			2
修士論文研究（修士論文指導を含む）		12	
合 計		18	78

〔注〕 必修科目を含み、30単位以上を修得しなければならない。

薬学研究科 薬科学専攻〔博士後期課程〕

分野区分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
共通	高度先端薬科学特論	2	
	レギュラトリーサイエンス特論	2	
	ドライリサーチ特論	2	
	先端医療薬科学特論		2
	論文作成法特論		2
高度薬科学分野	高度栄養生理学特論演習		6
	高度機能性食品科学特論演習		6
	高度生物薬品科学特論演習		6
	高度生物有機化学特論演習		6
	高度天然物化学特論演習		6
	高度皮膚生理学特論演習		6
	高度薬粧品動態制御学特論演習		6
高度医療栄養学分野	高度栄養教育学特論演習		6
	高度生体防御学特論演習		6
	高度食毒性学特論演習		6
	高度食品機能学特論演習		6
	高度病態解析学特論演習		6
	高度分子栄養学特論演習		6
	高度薬物療法学特論演習		6
	高度予防栄養学特論演習		6
	高度臨床栄養学特論演習		6
薬学リサーチインターンシップⅠ		2	
薬学リサーチインターンシップⅡ		2	
薬学リサーチインターンシップⅢ		2	
博士論文研究（博士論文指導を含む）	12		
合 計	18	106	

〔注〕 必修科目と指導教員の担当する特論・特論演習・演習を含み、合計 24 単位以上を修得しなければならない。

薬学研究科 薬学専攻〔博士課程〕

分野区分	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
共通	先端生命科学特論	2	
	先端医療薬学特論	2	
	レギュラトリーサイエンス特論	2	
	ドライリサーチ特論	2	
	化粧品機能特論		2
	食品機能特論		2
	論文作成法特論		2
薬探索領域	薬探索特論		2
	薬探索特論演習		3
	医薬品化学演習		3
	薬品物理化学演習		3
	有機薬化学演習		3
	生薬学演習		3
生体防御領域	生体防御特論		2
	生体防御特論演習		3
	衛生化学演習		3
	公衆衛生学演習		3
	生化学演習		3
	薬品作用学演習		3
薬剤・製剤学領域	薬剤・製剤学特論		2
	薬剤・製剤学特論演習		3
	薬剤学演習		3
	製剤学演習		3
	病院薬剤学演習		3
臨床生命科学領域	臨床生命科学特論		2
	臨床生命科学特論演習		3
	臨床薬理学演習		3
	病原微生物学演習		3
	生体分析化学演習		3
臨床治療学領域	臨床治療学特論		2
	臨床治療学特論演習		3
	生理学演習		3
	薬剤作用解析学演習		3
	薬物治療学演習		3
	臨床病理学演習		3
	栄養治療学演習		3
薬学リサーチインターンシップⅠ		2	
薬学リサーチインターンシップⅡ		2	
薬学リサーチインターンシップⅢ			2
博士論文研究（博士論文指導を含む）		10	

合 計	18	94
-----	----	----

〔注〕 必修科目と指導教員の担当する特論・特論演習・演習を含み、合計 30 単位以上を修得しなければならない。

